

## 第 2 回 条例策定検討会での意見・キーワード

### < 条例制定の背景や趣旨（前文） >

- 町会・自治会は八王子市の大事な財産である
- 市民活動も盛んであるので、二つがうまく協働すると良い。
- 中核市となった八王子 → これからも町会・自治会が元気に継続するために
- 歴史を支える伝統・文化
- 八王子市の歴史、背景
- 町会・自治会及び八王子市町会自治会連合会の役割・現状と課題
- 地域社会の助け合い
- 価値観の多様化や近隣関係の希薄化
- 地域の底力、市民力の向上
- 誰もが住み続けたいと思えるまち、八王子
- 地域の誰もが協働して支えあうまちづくりを目指して
- 地域の中心「町会・自治会」を元気にしたい

### < 目的 >

- 誰もが住み続けられるまちづくりのために
- 協働して支えあうまちづくりをめざして
- 地域を活性化することを目的とする
- 災害時に地域で助け合えるようなつながりをつくることを目的とする
- 誰もが安心して快適に暮らしていける地域社会作り
- 地域住民同士が支え合い、安心・安全そして心豊かに暮らせる地域社会の実現を目的とする

### < 定義 >

### < 基本理念 >

- 子どもたちがいきいきと過ごし、次世代の担い手として、町会の中で育つ環境
- 一人一人の価値を認め、知識や経験を活かせる場
- 役割を発揮できる場、活躍できる場、きっかけ
- 町会・自治会の一員として自主的に活動が行われるようにする

- 地域住民の多様な価値観を尊重する
- 町会・自治会の自立性や個性が損なわれないように配慮する
- 地域住民、町会・自治会、企業、大学等及び市が連携し、地域コミュニティを発展させる
- 支え合い、助け合い、相互理解、協力

#### <市の責務>

- 加入のメリットを伝える
- 市が依頼している役割を考慮したうえで関係を築く
- 町会・自治会に対し協働していく関係を築く
- ニーズ把握
- 災害時の連携
- 災害情報の提供（公助・共助）
- 活動活性化への支援（アドバイスなどのサポート）
- 地域の活動紹介などの広報 → 特集号などで
- 町会・自治会の活動の推進のために、市は各地域の現状を把握し、地域それぞれの課題を知る（地域に一步踏み込んだ何かがあった方が良い）
- 各町会・自治会と情報のやり取りを密にすることが必要
- 地域コミュニティの活性化や推進のために集まれる拠点作りのサポート
- 各町会・自治会の横の情報交換、また、中間支援組織との連携などのネットワークのサポート

#### <町会・自治会の役割>

- 地域の特徴あるいは課題に対処する地域独自のシステムを作りつつ、住民と共有化、市と共有化
- 他の地域の町会・自治会及び地域の間支援組織や活動団体との連携を十分にとる
- 組織同士のネットワーク強化
- 住民の拠りどころとなれる幅広い世代の人材育成
- 町会・自治会の個性を持った柔軟性
- 防災、災害時に地域住民相互に助け合えるよう、日頃から顔の見える関係づくりの推進
- 町会活動の担い手の発掘、担い手同士のつながりを大切にする
- 学生も子育て世代ママもみんなが少しずつ負担なく協力できる町会運営

- 住民加入参加の促進
- 地域活性化するために加入者を増やす
- 楽しい場所

<市民の役割>

- 地域住民は地域の一員であることの認識
- 地域住民同士の支え合い、安全安心、心豊かに暮らせるように、町会・自治会活動に参加する
- 地域社会の特性あるいは課題に自分のできる範囲で、個人の持っている力を発揮し、取組む
- 希望がかなえやすい場所＝町会 ⇒ メリットとを感じる
- 一市民として地域コミュニティに参加する
- 誰かがやってくれるではなく、一市民として考える

<事業者の役割>

- 事業者も地域住民の一員である意識づけ
- 同じ地域に所属する一員として、災害時に協力体制をとる
- 企業や NPO など、扱う得意分野を地域へ提供することによって、地域貢献につながる
- 貢献と協力
- 企業や大学等は、所在する地域の町会・自治会の活動に参加、協力を努める
- 企業や大学等は、その地域に根差している認識を持つ

## 条例に盛り込む事項（案）

### 1. 名称

- ◇八王子市町会・自治会等の活動活性化の推進に関する条例
- ◇八王子市町会・自治会等との協働に関する条例
- ◇八王子市地域の元気力向上条例

### 2. 前文

条例制定の背景や趣旨を盛り込み、町会・自治会の役割や位置づけをうたい、条例が目指す八王子市の姿をわかりやすく表現するものとする

### 3. 目的

町会・自治会の活動の活性化を推進するために、基本理念や市の責務等を定め、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に資する事

### 4. 定義

町会・自治会「住民が地縁に基づき自主的に形成及び組織した団体（管理組合等を含む。）」

市民「八王子市に住む人または市内で働く人若しくは学ぶ人」

大学等「市内に立地している大学、短期大学、高等専門学校」

事業者「市内に事務所または事業所を有する個人または法人その他の団体」

集合住宅「マンション、アパート等同一棟内に複数の住戸が集合している建築物」

### 5. 基本理念

- ・ 住民相互に交流を深め、支え合いと協力に基づき自主的かつ主体的な活動により、地域のつながりを強める
- ・ 町会・自治会の活動は、住民の多様な価値観及び自主性を最大限に尊重する
- ・ 市民、事業者、地域活動に関わる団体と相互理解と連携により、地域コミュニティの発展に資するものとする

### 6. 各々の役割

#### 市の責務

- ・ 地域住民の自発的な町会・自治会への加入、自主的な設立を促進するために必要な支援を行う
- ・ 町会・自治会に対する地域住民の活動への参加を促進するため、広報活動等の必要な支援措置を積極的に講ずる
- ・ 町会・自治会の活動の活性化に関する施策の実施に当たっては、日頃から積極的な意見交換を行い、その意見を勘案し実施するものとする。
- ・ 町会・自治会に協力を依頼するに当たっては、関係する部署間の連携に努め、

その負担が過重にならないようなものとする

### **町会・自治会の役割**

- ・ 地域住民の自発的な加入を促進し、その活動にあらゆる世代の地域住民が、参加しやすいものとなるよう努める
- ・ その運営は、透明性の向上を図り、地域住民が参加しやすい開かれた組織づくりに努める
- ・ 良好な地域コミュニティの維持及び形成のために他の町会・自治会や地域で活動する団体、事業者などとの連携及び協力に努める

### **市民の役割**

- ・ 地域コミュニティの重要性を理解し、地域の一員であることを認識し、自らの居住する地域の町会・自治会に加入するよう努める
- ・ 居住する地域の町会・自治会が行う活動に積極的に参加、協力し、その活動の活性化の推進に努める

### **大学等の役割**

- ・ 所在する地域の一員であることを認識し、町会・自治会の活動に積極的な参加、協力に努める

### **事業者の役割**

- ・ 事務所又は事業所が所在する地域の一員であることを認識し、町会・自治会の活動に積極的な参加、協力に努める
- ・ 住宅あるいは集合住宅の建築や販売若しくは賃貸又はこれらの代理若しくは媒介を業とする事業者は、住宅を購入、賃借しようとする者に、当該地域の既存の町会・自治会への加入又は新たな町会・自治会の設立の促進に努める

## **7. 財政上の措置**

- ・ 市は、町会・自治会の活動の活性化の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずる

（条例制定の背景や趣旨）

八王子市では、地域住民相互の協力と支え合いにより、町会・自治会が形成され、子どもから高齢者まで世代を超えた交流により、地域コミュニティの醸成と八王子市の発展に大きく寄与してきた。

近年、社会環境の変化による生活形態の変化や価値観の多様化などから、町会・自治会への加入世帯は減少傾向にあり、役員の高齢化や担い手不足など様々な課題を抱え、地域力の弱まりが危惧されている。一方で、全国各地で自然災害が猛威を振るい、地域住民で災害に備える共助の重要性を改めて認識させられている。

このような状況において、良好な地域コミュニティを維持し、形成していくためには、町会・自治会をはじめ、八王子市町会自治会連合会や地域住民協議会、地域で活動する様々な団体が連携、協力し、地域のつながりを強化し、住民相互の協力と支え合いによる共助の精神により、活発な地域活動が行われる必要がある。

ここに、本市にとって町会・自治会は大切な財産であり、協働によるまちづくりの重要なパートナーであることを位置付け、その活動を支援し、地域住民が支え合い、心豊かに安心して快適に暮らすことができる地域社会が、次世代を担う子どもたちへつながるよう、この条例を制定する。

（目的）

この条例は、町会・自治会等の活動の活性化を推進するために、基本理念を定め、町会・自治会等の位置付け及び役割並びに市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、町会・自治会等の活動を支援し、市民相互がつながり合い、支え合いながら誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に資する事を目的とする。

（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ①町会・自治会等 住民が地縁に基づき自主的に形成及び組織した団体（管理組合等を含む。）をいう。
- ②市民 八王子市に住む人または市内で働く人若しくは学ぶ人をいう。
- ③大学等 市内に立地している大学、短期大学、高等専門学校をいう。
- ④事業者 市内に事務所または事業所を有する個人または法人その他の団体をいう。
- ⑤集合住宅 マンション、アパート等同一棟内に複数の住戸が集合している建築物をいう。

（基本理念）

町会・自治会等の活動の活性化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- ①住民が相互に交流を深め、地域での支え合いと協力に基づき、地域の一員として自主的

かつ主体的な活動により、地域のつながりを強めるものであること。

②町会・自治会等の活動を行うにあたっては、住民の多様な価値観及び自主性が最大限に尊重されなければならない。

③市民、事業者、地域活動に関わる団体、大学等との相互理解と連携により、地域コミュニティの発展に資するものであること。

#### (市の責務)

市は、地域住民の自発的な町会・自治会等への加入、又は町会・自治会等を自主的に設立することを促進するために必要な支援を行うものとする。

2 市は、町会・自治会等に対する地域住民の理解と関心を深め、町会・自治会等の活動への参加を促進するため、広報活動、啓発活動その他の必要な支援措置を積極的に講ずるものとする。

3 市は、町会・自治会等の役割が重要であることに鑑み、その活動の活性化に関する施策の実施に当たっては、町会・自治会等と日頃から積極的な意見交換を行い、その意見を勘案し実施するものとする。

4 市は、町会・自治会が自主的かつ自立的に組織されたものであることに鑑み、市が協力を依頼するに当たっては、関係する部署間の連携に努め、その負担が過重にならないようなものとしなければならない。

#### (町会・自治会等の役割)

町会・自治会等は、基本理念にのっとり、地域住民の自発的な加入を促進するとともに、その活動にあらゆる世代の地域住民及び事業者が、積極的に参加や協力をしやすいものとなるよう努めるものとする。

2 町会・自治会等は、その運営について、透明性の更なる向上を図り、地域住民が参加しやすい開かれた組織づくりに努めるものとする。

3 町会・自治会等は、良好な地域コミュニティの維持及び形成のために他の町会・自治会等をはじめ、地域で活動する団体や事業者などとの連携及び協力に努めるものとする。

#### (市民の役割)

市民は、地域コミュニティの重要性を理解し、地域の一員であることを認識し、地域住民同士が支え合い、安心して快適に暮らすために、自らの居住する地域の町会・自治会等に加入するよう努めるものとする。

2 市民は、自らが居住する地域の町会・自治会等が行う活動に積極的に参加し、及び協力することにより、その活動の活性化の推進に努めるものとする。

#### (大学等の役割)

大学等は、所在する地域の一員であることを認識し、町会・自治会の活動に積極的に参加し、及び協力を努めるものとする。

(事業者の役割)

事業者は、事務所又は事業所が所在する地域の一員であることを認識し、地域コミュニティの中心的な役割を担う町会・自治会等の重要性を理解し、町会・自治会等の活動に積極的に参加し、及び協力を努めるものとする。

2 住宅あるいは集合住宅の建築や販売若しくは賃貸又はこれらの代理若しくは媒介を業とする事業者は、住宅を購入し、又は賃借しようとする者に対して、当該地域の既存の町会・自治会への加入又は新たな町会・自治会の設立の促進に努めるものとする。

(財政上の措置)

市は、町会・自治会等の活動の活性化の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。



## 条例名称の検討

### 【参考】

- ◇ さいたま市自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進に関する条例
- ◇ 川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例
- ◇ 所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例
- ◇ 渋谷区新たな地域活性化のための条例
- ◇ 品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例
- ◇ 豊島区町会活動の活性化の推進に関する条例

### 【条例名称案】

--